

TOKAI

東海防衛だより

2021
令和3年

春

C-2輸送機



Koku-Jieitai
Japan Air Self-Defense Force
© JASDF

春号の主な内容

- ◆ 周辺対策事業の紹介(三重県)
- ◆ 周辺対策事業に係る研修会
- ◆ 航空機救難消防訓練(小牧基地)
- ◆ 愛三岐の街から(小牧市)
- ◆ 東海3県の防衛生産・技術基盤(C-2輸送機他)
- ◆ ドローン飛行禁止区域(小牧基地周辺)

一般県道 城立青山線

(舗装補修事業)

白山分屯
基地周辺

防衛施設周辺対策事業とは、自衛隊等の行為または防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害を防止または軽減するための事業です。



自衛隊車両通行状況



舗装損傷状況
(ひび割れが多数発生!)

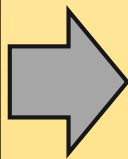
防衛省では、防衛施設の設置・運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動の障害が認められる場合において、その障害を緩和するため、地方公共団体などが行う施設の整備などに対して助成を行っています。

航空自衛隊白山（はくさん）分屯基地白山高射教育訓練場（三重県津市）では各部隊が教育訓練等を実施しており、白山高射教育訓練場へ自衛隊車両等で往来するため、一般県道「城立青山線」の舗装路面の損傷が生じていました。

そのため、民生安定助成事業として、三重県が管理する同県道の舗装補修について、平成30～令和元年度までに約3100万円の補助金の交付を行い、令和元年12月に完成しました。



舗装補修前



舗装補修後



三重とこわか国体2021

三重県担当者の声

県道城立青山線は津市白山町と伊賀市奥鹿野を結ぶ生活道路で、自衛隊大型車両等の往来により舗装が著しく損傷し、周辺住民の交通障害が問題となっておりましたが、舗装補修を行ったことにより、周辺住民の方々から「舗装が綺麗になり、走行しやすくなりました」等、感謝の意見が多く寄せられています。

農林漁業用施設に係る施策の 効果向上等のための研修会の開催

「防衛施設周辺対策事業」は、防衛施設の設置・運用による障害を緩和するため、地方公共団体が行う施設の整備に対し補助を行うものです。本研修会は、農林漁業用施設に係る施策の効果向上等のため、平成23年度から続けています。

令和2年11月25日から27日までの間、東海防衛支局管内において、「農林漁業用施設に係る施策の効果向上等のための研修会」を開催しました。この研修会には、全国の「防衛施設周辺対策事業」の担当者が参加しています。

25日は、名古屋合同庁舎第1号館において、東海農政局 森茂藤彦氏から「6次産業化の施策と取り組み事例」について、また、株式会社つなぐネットワーク代表取締役 牛島晃氏から「アフターコロナにおける地域活性化やビジネスモデルの転換の展望」について、それぞれ講演をいただき、新型



講演の様子

コロナウィルス感染拡大を契機として改めて認知される地域活性化や6次産業化の要点について、「知識」の共有を図りました。

26日からは現場に赴き、三重県伊賀市において、農産物やハム等の生産・加工・販売に取り組む「伊賀の里モクモク手づくりファーム」の見学を行いました。

その後、同県尾鷲市において、漁業における新しい6次産業化に取り組む「株式会社ゲイト」の協力を得て、定置網漁業の現場を見学するとともに、代表取締役の五月女圭一氏から、この地域における水産業を取り巻く課題についての講演をいただき、6次産業の「体験」と「理解」の共有を図りました。

当局としては、コロナ禍においても、「防衛施設周辺対策事業」がより良い施策となるよう、研修によって得られた知識やノウハウを今後の業務に生かしてまいりたいと考えています。



定置網漁業の現場視察

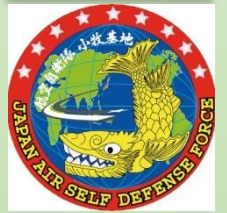


説明を受ける職員

※今回の研修は、参加者全員に検温、手指のアルコール洗浄のほか、パーティションを設置するなど、新型コロナウイルス感染防止策を講じた上で開催しています。



航空機救難消防訓練（小牧基地）



消火中の消防小隊隊員

航空自衛隊小牧基地では、県営名古屋空港において航空機事故等が発生した場合に備えた迅速な消火活動・救難活動を目的とした訓練を定期的を実施しております。

民間航空機の運航に支障のない早朝に基地内の訓練場において、年に数回訓練を実施しております。

消防隊員は、ノズルを持って炎の中をかき分け、火の動きや熱さを感じ、火への恐怖心を取り除くとともに火の怖さを再確認します。

なお、実施に伴い黒煙が発生しますが、万全な安全管理のもとで実施しております。



消火中の自衛隊消防車両

航空自衛隊小牧基地

愛知県営名古屋空港に隣接し、航空輸送等の任務を担う第1輸送航空隊をはじめ、多数の部隊が所在。
消防小隊は、第1輸送航空隊に所属。

「愛三岐の街から」



愛知県
小牧市
こまき



山下史守朗 小牧市長

【夢・チャレンジ】

【始まりの地】

小牧市は、昭和30年、県下21番目の市として市制施行し、昭和38年に現在の市の規模となりました。濃尾平野のほぼ中心に位置し、面積は62・81平方キロメートル、人口は約15万2千人強を数えております。東名高速道路、名神高速道路及び中央自動車道の三大高速道路の結節点として、さらに県営名古屋空港を擁するなど恵まれた広域的交通条件を活かし、早くから工場誘致を進め、尾張地方の内陸工業都市、また物流都市として発展してまいりました。

また、天下の珍祭で知られる田縣神社の豊年祭や、ゴッホ、ピカソをはじめ、大観、劉生ら国内外の高名な画家の作品収蔵で知られるメナード美術館など、歴史と文化の豊かなまちでもあります。中でも、小牧市のシンボルであり、市民の憩いの場でもある小牧山は、天正12年に羽柴秀吉と織田・徳川連合軍が



田縣神社豊年祭（小牧市教育委員会提供）



小牧山（小牧市教育委員会提供）



「れきしるこまき」石垣模型（小牧市教育委員会提供）

一戦を交えた「小牧・長久手の合戦」の舞台として、全国的にもその名が知れ渡っております。さらに、昨今の発掘調査によつて、約450年前に織田信長が清洲からこの地に移り、小牧山城を築城した事実を裏付ける、多数の曲輪（くるわ）や3段の石垣、織田信長の家臣である佐久間の名が書かれた石垣石材などが発見されました。

本市では、協働によるまちづくりに取り組んでおりますが、自衛隊の皆様にも、市民団体による河川清掃活動への参加など、様々な形で市政にご協力いただいております。

【自衛隊との関わり】

ズに、こどもが夢を育み、挑戦できる環境をつくることで、こどもを中心に世代を越えて市民がつながる、あたたかいまちづくりに取り組んでおります。

新たな防衛計画の大綱の策定とこれを支える 東海三県の防衛生産・
技術基盤（その四） C-2輸送機及びP-1固定翼哨戒機

国防を支える輸送機・哨
戒機

川崎重工業株式会社岐阜工場（岐阜県各務原市）は、航空機から誘導武器に至るまで幅広い防衛装備品を製造する我が国の主要防衛企業であり、東海防衛支局岐阜防衛事務所の管轄区域に所在しています。

同社は、自衛隊の業務遂行に必要な不可欠な防衛装備品であるC-2輸送機（以下「C-2」という。）及びP-1固定翼哨戒機（以下「P-1」という。）について、2001年、防衛省より主担当企業に指名されました。以降、同社は、企業努力を重ね、両航空機の量産化に寄与しています。



川崎重工業株式会社岐阜工場岐阜総合ビル
（川崎重工業株式会社岐阜工場HPより）

今回の記事では、当該防衛装備品の特徴と同社がその製造に当たり技術的に創意工夫されたことを紹介致します。

C-2の特徴

C-2は、航空自衛隊の現有機であるC-1の後継機として戦術輸送能力の強化や国際平和活動への積極的な取組のため開発された国産輸送機最大規模の機体です。当該機は、最大速度マッハ0.82、最大航続距離約7600km（20t搭載時）であり、空中受給機能を有するほか、省力化された搭載しや下システムを採用し、加えて、車両の空中投下を可能とした輸送機です。



C-2輸送機（航空自衛隊HPより）

P-1の特徴

P-1は、海上自衛隊の現有機であるP-3Cの後継機として、警戒監視、搜索・救難や潜水艦戦等の幅広い任務に従事する国産の主力固定翼哨戒機です。



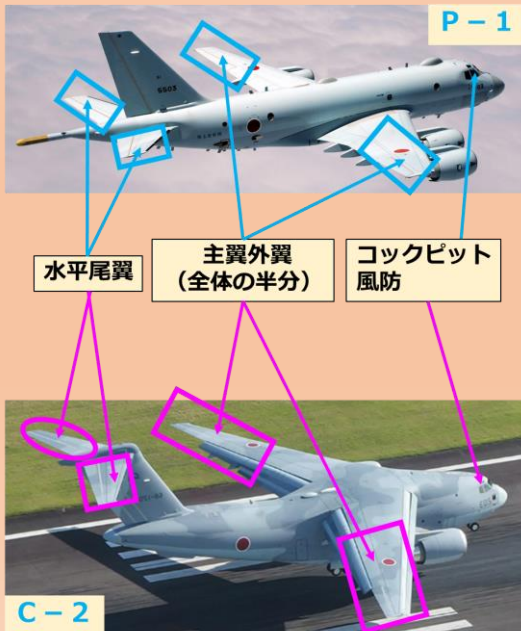
P-1固定翼哨戒機（海上自衛隊HPより）

当該機は、巡航速度450ノットであり、耐電磁干渉性に優れた実用機世界初のフライ・バイ・ワイヤ操縦システムが装備されているほか、潜水艦等の探知能力を向上させた音響・レーダシステムが採用され、加えて、探索等のための各種センサーやミサイルからの防御機能であるフレア射出機構などが装備されています。

技術的な創意工夫

川崎重工業株式会社岐阜工場では、C-2及びP-1を同時・共用開発し、機体重量比で約25%の共通部品化を図るとともに、搭載システムの約75%に当たる品目数の共通部品化を実現し、開発期間・費用・機体運航時の運用コストの削減に寄与しています。

左図は、両航空機において共通部品化を実現した機体構造箇所（コックピット風防、主翼外翼（全体の半分）及び水平尾翼等）を示しています。



このほか、搭載システム（統合表示機、慣性航法装置、飛行制御計算機、補助動力装置APU、衝突防止灯、脚揚降システムコントロールユニット等）においても、共通装備部品化が実現されています。

（写真：海上自衛隊HP・航空自衛隊HPより）

小型無人機等飛行禁止法に基づく 対象防衛関係施設の指定について

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第10条第1項の規定により、防衛大臣が指定する対象防衛関係施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね300メートルの地域の上空においては小型無人機等の飛行は禁止されています。

ただし、以下の表に掲げる場所においては、それぞれ以下に掲げる小型無人機等の飛行を行うことが可能です。

対象施設周辺地域において、小型無人機等の飛行を行う場合の手続等については、詳細は、防衛省ホームページをご覧ください。



防衛省HP
<https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/index.html>

ドローンの規制についてのお知らせ

小型無人機等飛行禁止法により指定されている
自衛隊施設／米軍施設その周辺地域（周囲約300m）
の上空におけるドローン等の飛行は、
原則として**禁止**されています。

- これに違反した場合、次のような措置／罰則もあります。
- 警察官等による安全確保措置
 - 最大懲役1年／罰金50万円

Drone Regulation Notice

Drone flights are prohibited over and within approx. 300-meter radius of the designated **Self-Defense Forces /U.S. Forces facilities** under the Act on Prohibition of Flight of sUAS(Drones).

If a person illegally flies drones, police officers, etc. may take necessary measures for security. The person may be punished by the Government of Japan by imprisonment of up to one year or a fine of up to 500,000 yen.

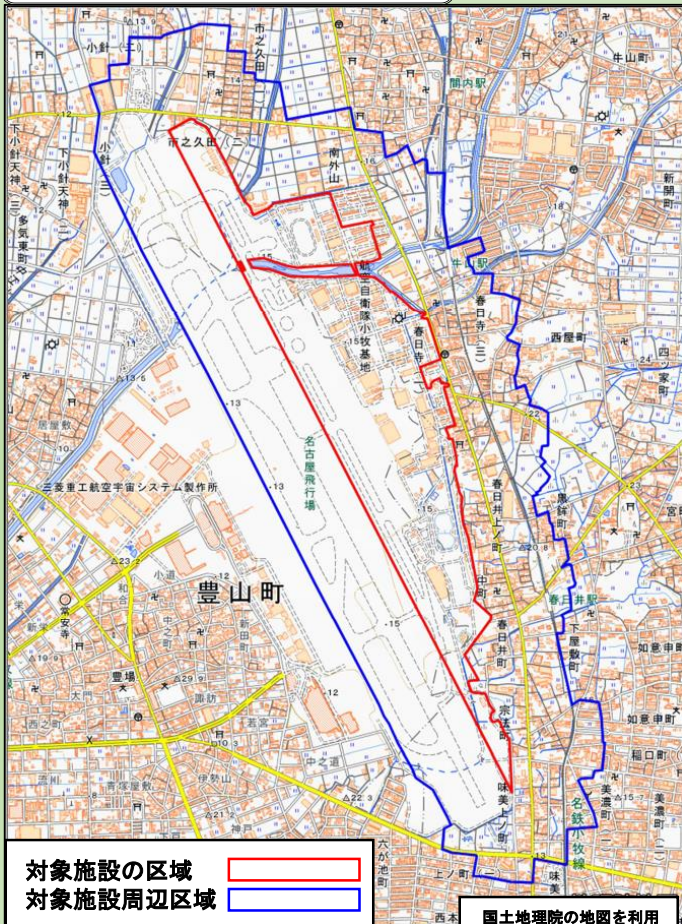


※ このほか、航空法上の無人航空機の飛行禁止空域においてドローン等を飛行させる場合、夜間にドローン等を飛行させる場合等には、別途、国土交通大臣の許可又は承認を得る必要があります。

対象防衛関係施設および飛行をさせたい場合の手続の詳細については、防衛省HPをご覧ください。
<https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/index.html>

防衛省・警察庁・外務省・国土交通省

航空自衛隊小牧基地周辺地域



場所	可能な飛行
対象防衛関係施設の敷地又は区域の上空	・対象防衛関係施設の管理者の同意を得た者が行う小型無人機等の飛行
対象防衛関係施設の敷地又は区域の周囲おおむね300メートルの地域の上空	・対象防衛関係施設の管理者の同意を得た者が行う小型無人機等の飛行 ・土地の所有者若しくは占有者（正当な権原を有する者に限る。）又はその同意を得た者が行う小型無人機等の飛行 ・国又は地方公共団体の業務を実施するために行う小型無人機等の飛行

東海防衛支局管内において、対象防衛関係施設として、航空自衛隊小牧基地が令和2年12月27日付で指定されました。

航空自衛隊小牧基地に係る対象施設周辺地域の上空において小型無人機等の飛行を行う方は、10営業日前までに施設の管理者である小牧基地司令へ同意に係る申請を行ってください。

なお、問い合わせは小牧基地0568(76)2191までお願いします。

岐阜飛行場周辺の住宅防音事業に関するお知らせ

防音建具機能復旧工事について、75W以上80W未満の区域では、これまで昭和60年度までに防音工事を実施した住宅を対象に希望届の受付を行っていましたが、令和2年10月より、防音工事実施後、10年以上経過している住宅を対象に、希望届の受付を開始することとなりました。

補助の対象となる工事など、詳細は東海防衛支局ホームページをご覧ください。下記までお問合せ下さい。

※防音工事、空気調和機器機能復旧工事の希望届も随時受付をしています。

東海防衛支局ホームページ：「岐阜飛行場周辺における防音建具機能復旧工事の希望届の受付について」

<https://www.mod.go.jp/rdb/tokai/oshirase/5-bouon/jyuutaku-bouon/tategufukkyuu-osirase.pdf>

お問合せ先：東海防衛支局防音対策課住宅防音係 052-952-8226



周辺財産（移転補償跡地）の有償使用のご案内

航空自衛隊岐阜基地（岐阜飛行場。各務原市）周辺の防衛省所有の土地について、有償による貸付（使用許可）を行っております。

駐車場や物置、畑などの利用や、プレハブなど簡易な建物（住居としては使用できません。）も設置することができます。

対象となる土地や利用の流れなど、詳細は東海防衛支局のホームページをご覧ください。下記までお気軽にお問合せ下さい。



駐車場利用のイメージ

東海防衛支局ホームページ：「基地周辺住民の皆様へ」

<https://www.mod.go.jp/rdb/tokai/oshirase/R2siyoukyokagoannnai.pdf>

お問合せ先：東海防衛支局施設補償管理課 052-952-8224



自衛隊地方協力本部からのお知らせ

地方協力本部（地本）は、各都道府県にある自衛隊の総合窓口です。

愛知地方協力本部

（電話）052-331-6266

<https://www.mod.go.jp/pco/aichi/>



●「自衛隊広報ルームへ、ご招待♪」

自衛隊の写真パネルや模型、実物大の装備品などを展示している楽しいスポットです。自衛隊グッズがゲットできるイベントDAYもありますので、ぜひ遊びに来て下さい！

岐阜地方協力本部

（電話）058-232-3127

<https://www.mod.go.jp/pco/gifu/>



● 自衛隊広報センター「自衛館」

自衛隊のパネルや「親子プラモデル教室」で作成されたプラモデル、装備品の模型などを展示している楽しいスポットです。ぜひ遊びに来て下さい♪

三重地方協力本部

（電話）059-225-0531

<https://www.mod.go.jp/pco/mie/>



● 各種イベントや自衛隊に関する情報を紹介！

各種SNS（Twitter、Facebook、Instagram）も随時更新中！詳しくは、ホームページでお待ちしています。

自衛官等募集案内

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日	合格発表
自衛官候補生	18歳以上 33歳未満の者	年間を通じて行っています。	受付時にお知らせします。	合格発表は試験時にお知らせします。

